

第8回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

令和7年9月24日

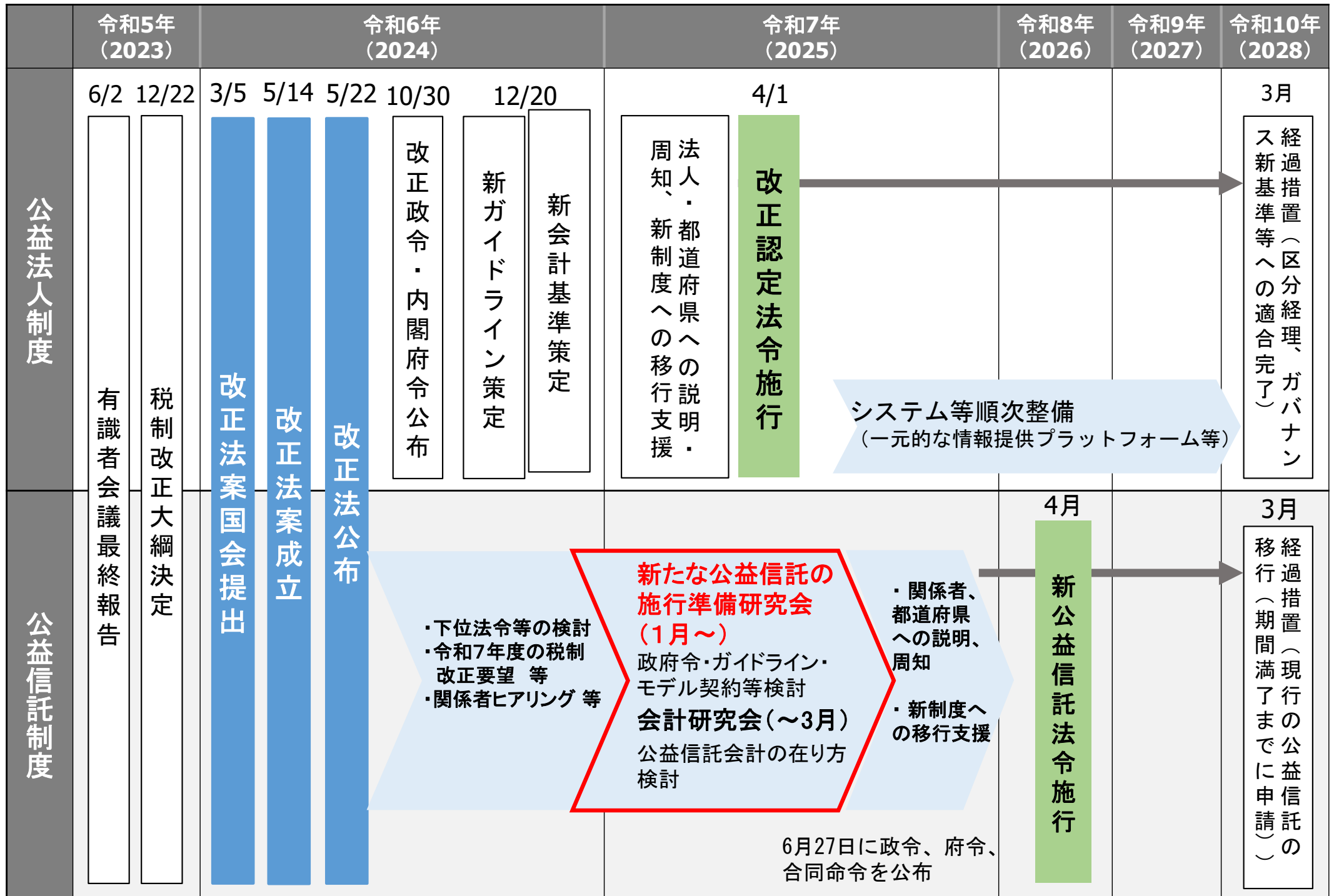
内閣府公益認定等委員会事務局



目次

- | | |
|--------------------|------|
| 1. ガイドラインの検討に関する討議 | P 7 |
| 2. ワークショップについて | P 21 |

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 - 制度改革の現在地 -



法律

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

- ・ 主務官庁制の廃止、公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度
- ・ 公益法人と整合的な認可基準の法定
- ・ 公益信託認可に伴う税制優遇の措置に関する税制改正

施行準備研究会の目標

政令

①施行日令、②施行令、③整備政令

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）と整合的な整備
- ・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）廃止（主な論点） 特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者 等

内閣府令 （合同府省令）

①内閣府令、②内閣府・法務省の合同省令（信託法読替え部分）

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）と整合的な整備、信託計算規則（平成19年法務省令第42号）等との関係整備
- （主な論点）
信託行為に定める事項、公益信託認可等の申請手続、公益信託認可基準（受託者・信託管理人の能力要件等）、特定資産公益信託の要件、財務規律（中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定資産）、公益信託報酬の支払基準、定期提出書類の作成、提出等

ガイドライン モデル契約、会計 の在り方等

①ガイドライン、②モデル契約書等

- ・ 公益法人のガイドライン（令和6年12月）と整合的な公益信託ガイドラインの策定
- ・ モデル公益信託契約等の策定（特定資産公益信託、移行に関する書式その他）
- ・ 公益信託の活用を広げるための基準やひな型の提示

③会計の在り方、④都道府県の体制整備の支援、⑤移行支援、⑥公益信託DX、⑦広報・啓発

- ・ 公益信託の計算書類等について、ガイドライン等と一体的に検討
- ・ 主務官庁制の廃止等に伴う都道府県の体制整備の支援
- ・ 既存の公益信託の移行に関する手続きの明確化 等

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 - 詳細スケジュール案 -

第1回～第4回 (1～4月)

主な討議事項

- ・ 制度全体・政令に関する討議
- ・ 内閣府令(法律施行規則)関係に関する討議
- ・ 合同命令関係に関する討議
- ・ 公益信託の施行に向けた課題の整理を含めた自由討議
- ・ パブリックコメント等の回答を踏まえた意見交換 等

第5回～第7回 (5月～8月)

- ・ モデル信託契約についての意見交換
- ・ ガイドラインの検討について

他の施行準備

・ 公益信託における会計の在り方についての検討(公益法人会計研究会)

→ 本研究会へ統合

・ 関係法令の整備等

・ 都道府県等への説明会等の実施

・ 新たな公益信託に関するニーズ調査

・ 積極的な情報発信等

第8回 (9月24日)

本日の議題

- ・ ガイドライン等についての意見交換

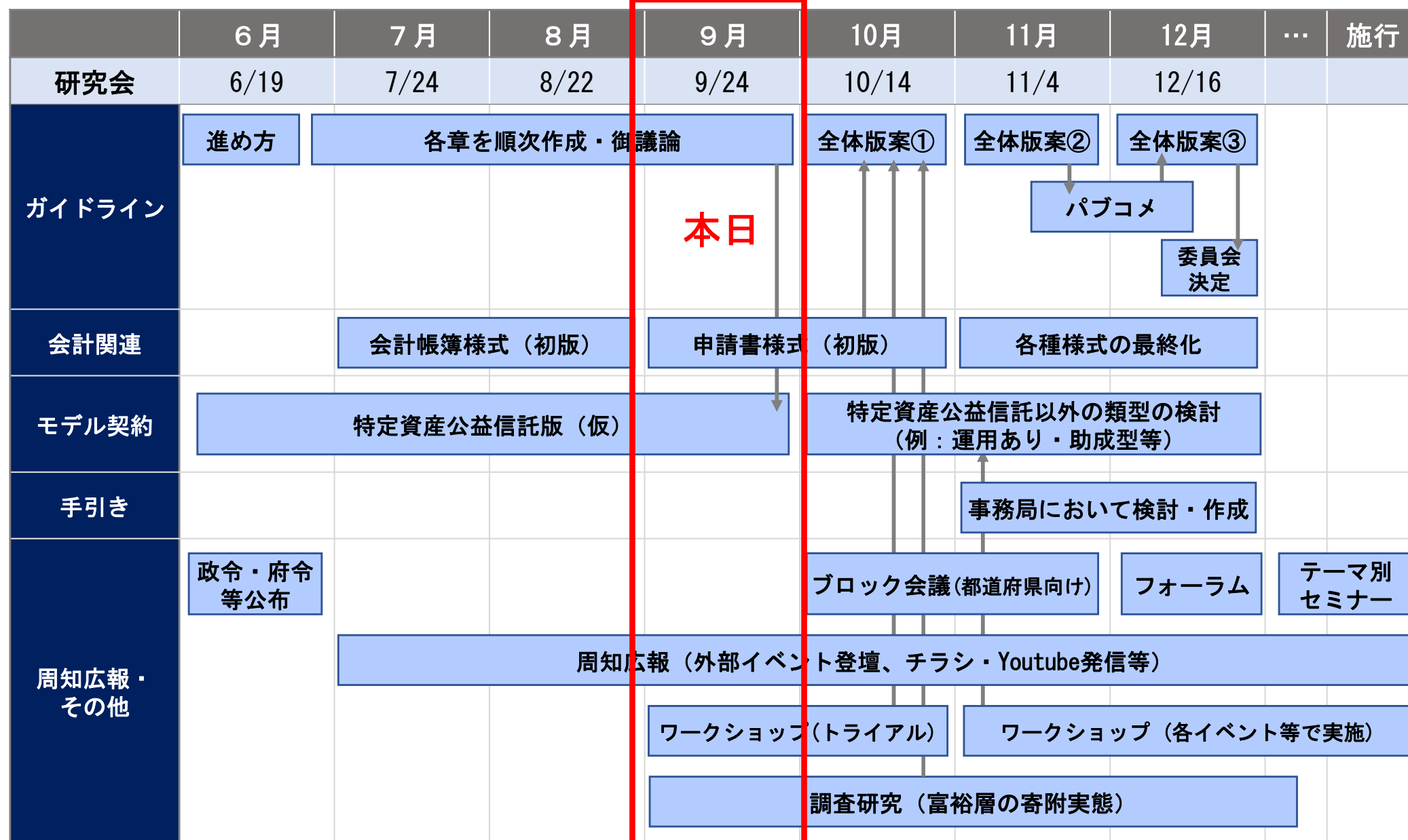
第9回以降 (10月～)

- ・ ガイドライン、モデル契約等についての意見交換

施行予定(令和8年4月)

(1) スケジュール

・ ガイドラインについては、本年12月中の策定を目指して検討を行う。



本日御意見をいただきたい事項

○ ガイドラインの検討に関する討議

第5章（公益信託の財務規律・情報開示等） — 【資料2】

第6章（監督） — 【資料3】

第7章（移行認可（公益信託法附則関係）） — 【資料4】

（御参考） ガイドラインの概要（構成・目次）

・ガイドラインの構成については、概ね公益認定等ガイドラインに沿った構成とする予定。

- ① 公益認定等ガイドラインをベースに、公益信託の特性を踏まえた修正をする項目 ⇒ 青色
- ② 公益認定等ガイドラインにはない主な仕組みについて、新たに書き起こす項目 ⇒ 桃色

公益信託認可ガイドライン（仮称）（案）		公益認定等ガイドライン	
第5章 公益 信託における 財務規律等	第1節 財務規律 第2節 情報開示 第3節 その他規律等	第5章 公益 法人が遵守す べき財務規律 等	第1節 財務規律 第2節 情報開示 第3節 その他規律等
第6章 監督	第1節 監督の基本方針 第2節 定期提出書類の確認 第3節 報告徴収の実施方針（法第28条） 第4節 立入検査の実施指針（法第28条） 第5節 情報提供の取扱い 第6節 監督処分等の適用方針（法第29条、第30条）	第6章 監督	第1節 監督の基本方針 第2節 定期提出書類の確認 第3節 報告徴収の実施方針（認定法第27条） 第4節 立入検査の実施指針（認定法第27条） 第5節 情報提供の取扱い 第6節 監督処分等の適用方針（認定法第28条、第29条）
第7章 移行 認可（公益信 託法附則関係）	第1 既存の公益信託に関する経過措置について 第2 移行認可の申請について	第8章	第8章：移行法人 第1節 公益目的支出計画等（整備法第119条）について 第2節 実施事業等の変更に伴う公益目的支出計画の変更認可の必要性 第3節 公益目的支出計画の完了確認請求について

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等（1）信託事務年度開始前の作成書類

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
事業計画書及び収支予算書の内容について①	○ 「事業計画書」及び「収支予算書」について、どこまでの記載を求めるか。	○ 「事業計画書」には、当該信託事務年度に行う公益信託事務の具体的な内容や実施方法等を記載するほか、 ===== ・ 信託行為及び公益認可申請書において公益事務について抽象的/包括的に記載している場合、その具体的な実施方法や規模等を記載する。 ※申請書等で「事業計画書に記載する」旨を定めた事項は必ず記載。 ・ 申請書において規程、要綱等において定めることとしている場合には、当該規程（規程の変更があった場合、変更箇所が分かる書類を含む）、要綱等を添付する。 ※要綱等が各公益信託に係るHPにおいて公表されていれば、当該HPのアドレスを記載することで足りる。 ・ 資産運用の方針その他信託財産の管理等について、信託行為に具体的に記載されておらず、公益信託のガバナンスに委ねられている場合には、方針等（方針を変更する場合は、変更内容及びその理由を含む。）を記載する。 ・ 公益信託は、事業計画書等の内容等に照らして、公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が処理される見込みであることが求められており、公益信託事務の内容に大きな変更が予定されている場合には、その内容（予定を変更した場合は変更内容及びその理由を含む。）について、財務的に実現可能であることについての説明と併せて記載する。 ※中長期的な予測に関しては明らかに不合理なものでなければよいと判断される。 確定的・具体的な記載を求めるものではない。翌年度以降も大きな変更なく公益事務を行うことを予定している場合には、記載は不要。 ===== ○ 収支予算書は、当該信託事務年度の計画を予算面から裏付ける書類として、経常収益、事業費、管理費、経常外収益、経常外費用区分し、公益事務の内容等に即して、適宜細目を設ける。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等（2）信託事務年度終了後の作成書類

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
関連当事者との取引に関する事項及びその明細	○ 公益信託における「関連当事者との取引に関する事項」及び「その明細」について、どこまでの記載を求めるか。	○ 関連当事者の範囲については、以下の、法令上特別の利益を与えてはならない信託関係者に限定する。 （１）当該公益信託の委託者、受託者及び信託管理人 （２）（１）に掲げる者が個人の場合、その近親者等 ※近親者等：配偶者（事実婚を含む。）及び三親等内の親族並びにその財産によって生計を維持する者をいう。 （３）（１）に掲げる者が団体の場合、 ・当該団体の業務を執行する役員（これに類する者を含む。）及びその親族等 ・委託者又は受託者が団体である場合に、その子法人及び親法人 ○ 関連当事者との取引に係る記載事項は以下のとおりとする。 ・法人の名称又は個人の属性（委託者、受託者又は信託管理人の近親者等、受託者の役員 など） ・法人の住所（個人の住所は不要）、法人と公益信託の関係（受託者、受託者の子法人など） ・取引の内容、取引金額、科目及び期末残高 ○ 以下の取引は関連当事者取引に含めないものとする（公益法人並び）。 （１）一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他、取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 （２）当該公益信託の受託者又は信託管理人に対する信託報酬の給付 （３）当該公益信託に対する寄附（信託を含む。） ○ 以下の取引は、重要性が乏しいため関連当事者との取引としては記載不要なものとして明確化する。 ・一の関連当事者との取引総額が100万円（公益信託の経常費用の額の十分の一の額が100万円を下回る場合にあっては経常費用の額の十分の一の額）を下回る場合。 ・一の関連当事者との資金貸借取引等について、期末残額が100万円を下回る場合。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等（2）信託事務年度終了後の作成書類

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
信託概況報告	○ 信託概況報告についてどのような記載を求めるか。	○ 法令上、信託概況報告については「公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない」。そのため、公益信託の運営状況について多様なステークホルダーに分かりやすく開示するというために作成するものとして、以下のような事項の記載を求める。 ===== （1）公益事務の実施状況 ・ 事業計画において具体的な実施方法や規模等が示された公益事務の実績を記載する（実際にどのように実施されたのか、事業計画との対応関係が分かるような書き方が求められる）。 ・ 実績（規模、内容等）が事業計画と異なる場合は、その理由を記載する。 ※無償の資源提供等を受けて実施した場合には、その内容等の記載が望ましい。 （2）その他公益信託事務の実施状況 ・ 合議制の機関を置く場合は、その活動状況（開催回数やその内容等） ・ 公益事務の質の改善に向けた取組みがあれば、その実施状況 ・ 利益相反行為や競合行為の状況 ・ 公益信託において租税特別措置法令上の承認特例の関係で行政庁の証明を受けた基金の明細規程の制定・改廃を行った場合（軽微なものを除く）は、その内容 （3）その他公益信託の状況に関する重要な事項 ・ 信託の変更、信託関係者の変更その他公益信託における重要な変化、公益信託の運営体制充実のための取組があれば、その内容について記載する。 =====

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等（1）信託事務年度開始前の作成書類

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託の会計の原則	○ 公益信託においては、公益法人会計基準のような詳細な会計基準を定める訳ではないため、公益法人や企業会計の原則等を参考に会計の原則を定めている。これら原則について、公益信託において固有に考慮すべき要素はあるか。 ※「単一性の原則」は、敢えて記載するまでもなく、公益法人会計基準においても記載がないことから、記載を置かない。	○ 公益信託の計算書類は、信託財産の状況及び公益信託事務の実施状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない（真実性の原則） ○ 公益信託の計算書類は、寄附者・取引先・信託管理人・行政庁といった関係者に対し、必要な会計事実を明瞭に表示し、公益信託に対する判断を誤らせないようにしなければならない（明瞭性の原則） ○ 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない（継続性の原則） ○ 計算書類を作成する目的は、公益信託の財務の内容を明らかにし、公益信託の運営状況に関する寄附者、取引先、信託管理人、行政庁その他のステークホルダーの判断を誤らせないようにすることにある。このため、法令に従う限りにおいて、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで、他の簡便な方法により処理することも認められる（重要性の原則） ※単一性の原則とは、受託者（団体の場合）における評議員会、社員総会提出等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼し得る会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない、という原則をいう。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等（1）信託事務年度開始前の作成書類

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託の会計について	○ ガイドラインに記載がない会計に関する事項についての取扱いをどう考えるか。	○ ガイドラインに記載がない会計に関する事項については、原則「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行」に従うものとする。 ○ ただし、軽量の公益信託である場合において、受託者の能力、公益事務の内容その他の事情に照らして合理的な理由があるときは、合同命令の遵守を前提に、ガイドラインに記載のない会計については、一般に公正妥当と認められる会計の基準等（当該会計基準等の下で認められる会計の慣行を含む。）に従うこととして差し支えない。この場合には、「計算書類の作成のため、参照した会計基準を重要な事項」として注記を行うものとする。 ○ 無償又は低廉な価格で物的サービス又は役務の提供を受けた場合において、必要対価の額を損益計算書に計上することはできないものとする。 ※受託者が、社会福祉法人、学校法人その他行政機関の指導・監督の下で活動を行う非営利法人（行政機関の関与の下で策定された会計基準等に従い会計を処理するものに限る。）である場合も同様とする。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等（1）

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託の会計について	○ 公益信託における計算書類について、何を記載/注記するか。	○ 計算書類には、その作成のため採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（合同命令第26条及び第27条）であって、次の①～⑤に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しなければならない。これらを変更した場合には、重要性の乏しいものを除き、ア）会計の処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容、イ）表示方法を変更したときは、その内容についても注記しなければならない。 ===== 【計算書類作成のための基本となる事項】 ①資産の評価基準及び評価方法（合同命令第26条第1項第1号） ②固定資産の減価償却方法（同項第2号） ③引当金の計上基準（同項第3号） ④収益及び費用の計上基準（同項第4号） ⑤その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項（同項第5号） ===== ○ このほか、公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、計算書類に注記しなければならない。例えば、計算書類の作成日までに発生した重要な後発事象（寄附者等からの寄附金支出の重大な変更、災害による重大な損害の発生など）の注記が必要である。また、関連当事者との取引についても、注記の対象となる。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 (1)

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託の会計	○ 貸借対照表の科目等をどうするか。	○ 貸借対照表の科目について、固定資産に属する財産は、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産に分類し、貸借対照表の科目（純資産の部を除く。）については、公益法人会計基準の運用指針XI. 第1（財務諸表の科目）を参考にする。 ○ 純資産の部においては、その他有価証券評価差額について、純資産（指定純資産・一般純資産）の内書として記載する。
	○ 収益・費用の認識をどう考えるか。	○ 収益は、原則として、 ・ 寄付金など対価の提供がない収入については、これを受入れたとき ・ 商品等の販売又はサービスの提供を行い、これに対する現金、現金同等物や債権等を取得したとき に計上する。 ○ 費用は、原則として、 ・ 助成金等を支給したとき ・ 広告宣伝費や信託報酬等の費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたとき に計上する。
	○ 固定資産の減損やリース取引についてガイドラインで何らかの定めを置くか。	○ 固定資産の減損については、合同命令において「減損損失を認識すべき資産」については「取得原価から相当の減額をした額」を帳簿に付さなければならないこととしていることを前提に、具体的な取扱いとはガイドラインに記載しない（公正妥当な会計慣行に委ねる）。 ○ リース取引については、公益信託において具体的に発生する可能性が現状高いとは想定されず、具体的な取扱いとはガイドラインに記載しない（公正妥当な会計慣行に委ねる）。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 (3) 通常の公益信託における会計

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託の会計について	○ 有価証券の取扱いについてどう考えるか。	○ ガイドラインにおいては、「満期保有目的」と「その他有価証券」のみを有価証券の対象として記載する。 (満期保有目的債券) ・ 原則として、取得価額を貸借対照表価額とする。債券を債券金額と異なる価額で取得した際に、その差額に重要性がある場合には、償却原価法に基づいて算定された価額とすることができる。 ・ 当該差額に重要性が乏しい場合は、償還時点において差額を当期の収益費用差額として認識する。 ・ 外貨建の場合は、決算時の為替相場による円換算額を貸借対照表価額とし、換算差額は経常収益又は経常費用に計上する。 (その他有価証券) ・ 市場価格のあるもの（上場企業株式等）については、市場価格を貸借対照表価額とし、評価差額は、純資産の部に「その他有価証券評価差額金」を設けて記載する。 ※軽量の公益信託の場合は、その他有価証券の貸借対照表価格について、取得価格を貸借対照表価額とすることができるものとする。 ・ 市場価額のないものについては、取得価額を貸借対照表価額とする。 ・ なお、外貨建の場合は、決算時の為替相場による円換算額を貸借対照表価額とし、いずれの場合も為替差額を「その他有価証券評価差額金」として計上する。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 (3) 通常の公益信託における会計

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託の会計について	○ 貸借対照表の注記についてどう考えるか。	○ 公益法人会計基準の運用指針の「4. 貸借対照表の注記」について、以下のとおりとする。 ・ 以下については該当があれば記載を必要とする（公益法人並び）。 → 【（4）資金に係る引当金を直接控除した場合の引当金】 【（5）有形固定資産及び無形固定資産の内訳等】 【（6）担保に供している資産】 【（7）保証債務等の偶発債務】 【（8）引当金の内訳等】 【（9）借入金の内訳等】 ・ 以下については記載を不要とする。 → 【（1）会計区分別内訳】 【(17) 代替基金の増減額及び残高】 → 【（2）資産及び負債の状況（資産・負債について、科目、場所・物量等、使用目的、金額等を詳細に表示した情報）は、財産目録に記載することになるため、貸借対照表の注記とはしない。 ・ 以下については公益信託でほぼ想定されず、ガイドラインに記載を設けない。 → 【(10) 資産除去債務】 【(11) 退職給付債務】 【(12) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務】 【(18) 純資産間の振替額】 ・ 以下については統合し、公益目的保有財産、公益充実資金及び指定寄附資金の内容を明らかにするために、項目別で当期首純資産残高、当期増加額、当期減少額、当期末純資産残高を注記する。指定寄附資金については、その受入年度別に残高及び使用見込みを注記する。 → 【（3）使途拘束資産の内訳等】 【(13) 補助金等の内訳等】 【(14) 指定純資産の内訳等】 【(15) 指定寄附資金の内訳等】
	○ 損益計算書の注記についてどう考えるか。	○ 損益計算書の注記として、財源区分別（合同命令第30条ただし書により指定純資産/一般純資産の区分を行わない場合を除く。）及び形態区分別の注記をする。 ○ 複数の公益事務を行う公益信託においては、公益信託規則第45条の規定に基づき、公益事務別の内訳を注記する。

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等（3）通常の公益信託における会計

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託の計算書類/経理的基礎	○ 計算書類の作成手続についてどうすべきか。	○ 公益信託事務は、受託者として責任をもって実施するものであることを踏まえ、受託者が法人である場合には、計算書類及び信託概況報告の作成について、原則として、当該法人の受託者の計算書類及び事業報告作成の手続と同様の手続（理事会の承認、監事の承認など）を得ることが信託行為に定められている必要があるものとする。なお、年度のずれ等の理由で評議員会、社員総会等の承認を得ることが困難な場合は、これを省略することは差し支えないものとする。 ○ ただし、受託者が信託銀行その他の大規模な法人である場合等において、内部統制の構築状況等に照らして、必要な情報を開示する仕組みが整備されているときは、当該仕組みによることができる。 【論点】 事業計画書・収支予算書についても同様に考えてよいか。 このほか、財産目録等に該当する書類は、すべて同様に考えてよいか。 ※参考 公益信託規則 第1条 （信託行為に定める事項） 五 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項 六 受託者の職務に関する事項 七 公益信託事務の処理の方法に関する事項 第4条 （受託者の経理的基礎及び技術的能力） 三 …財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる仕組みが整備されていること。 第44条 …貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書については・・・信託管理人の承認を受けなければならない・・・

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 (3) 通常の公益信託における会計

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託の会計について	○ 公益信託における「信託帳簿」として、具体的に何を求めるか。 ※ 読替信託法37条1項の規定に規定する書類（信託帳簿）は、公益信託法に基づく備置き・公表等の対象となる。	○ 貸借対照表及び損益計算書等を適正に作成する上で、必要とされる項目（日付、勘定科目、金額等）が網羅的に組み込まれている帳簿を作成することが求められる。具体的には、公益信託事務期間の全仕訳を勘定科目毎に集計し、期首残高に加減することで期末残高を表示する帳簿が該当し（合計残高試算表）、貸借対照表及び損益計算書は当該帳簿に基づき作成されなければならない（合同命令29条3項）。 ○ なお、当該帳簿（合計残高試算表）が作成されていない場合には、次の（1）又は（2）の書類を信託帳簿として扱うことも可能である。 ===== （1）公益信託事務期間における、全ての取引を日付順に、借方勘定及び貸方勘定の各科目とその取引金額、摘要欄を網羅的に備えた帳簿（仕訳帳） ※各仕訳は起票された伝票、根拠証憑（請求書等）と紐づいている （2）（1）の帳簿から各勘定科目毎に取引を抽出し、日付と相手勘定名、取引金額を備えた帳簿（総勘定元帳） ※勘定科目毎の取引の内容を把握可能 ===== ○ 公益信託の会計を適正に処理するためには、上記の「信託帳簿」だけでは十分ではなく、仕訳帳・総勘定元帳（信託帳簿として作成される場合を除く。）、現金預金出納簿・有価証券管理台帳・固定資産台帳・賃金台帳等の作成が必要となる。これらは、読替信託法37条5項に基づき作成・備置きが求められる（信託管理人による閲覧請求は可能だが、公益信託法に基づく公表等の対象とはならない）。

ワークショップについて

ガイドライン等の作成にあたっての具体的な事業モデルやニーズの把握、制度利用促進に向けた横展開可能なモデル事例の検討を主な目的とする

プログラム概要

日付	プログラム内容
第一回 (9月3日)	・ 団体事業紹介 ・ 公益信託の制度／ガイドライン説明
第二回 (9月19日)	・ 事業案検討内容の発表 (信託資産、事業内容、受託体制など) ・ 発表に対する討議、有識者コメント
第三回 (10月6日) 15:30-	・ 信託契約書(要綱)及び 事業計画書／収支計画書検討の発表 ・ ワークショップを通じた制度提言

※第二回まで実施済み

参加団体・有識者

参加団体

- ・ 長野県みらい基金
- ・ 泉北のまちと暮らしを考える財団
- ・ ちくご川コミュニティ財団
- ・ 全国こども食堂支援センター むすびえ
- ・ キッズドア
- ・ 全国フードバンク推進協議会

有識者

日本ファンドレイジング協会 小川愛様

日本民間公益活動連携機構(JANPIA) 鈴木均様

公益信託ワークショップの様子



- ・多くの団体から「遺贈寄付」による寄付ニーズの可能性が示唆された。

① 寄附者／委託者の寄附の思い



- 80代、男性。相続人はいない。
- 子ども時代の頃の経験。
- ご近所の一家にお世話になったが、恩返しができなかった。
- マンスリーサポーターから遺贈寄付へ。
- こども食堂の必要性和今後への期待。
- 子どもも親も何も気にしないで参加できる、そんな場所が増えていくことを願う。

<https://musubie.org/support/legacy/journey-2>



- 80代
- 『亡き兄が体験したことをもとに兄の思いをつなげたかった。』
- 自分が幸せだと思う世界の裏には戦争や辛い思いをしている人たちが沢山いる。それを自分ごととして捉える意志を持つことが大切だと思う。
- むすびえのような小さなスケールなら本当に役に立ったと実感できると考えた。
- 支援を受けた子どもたちが、将来支援する側になっていったら良いと思う

<https://musubie.org/support/legacy/journey-3>



- 60代、女性。
- こども食堂という活動を始めて知ってまた数年。最初はなんとボランティア精神旺盛な方々がおられることかと思いましたが、各地に広がっていき、これだけ支援を必要としている子どもたちが多いということなんだと再認識させられました。
- 私の援助で少しでも役に立つのであれば嬉しいと思います。
- 日々の当たり前の生活が笑顔で過ごせる一助となりますよう。

- ・具体的な公益事務の内容として、助成のほかに困窮世帯の子ども向け支援、古文書保管、フードバンク、里山活用など多様な可能性が提案された。

困窮世帯の子どもを対象とした居場所・教育支援

4. 事業の内容

事業の概要(ポイント)

■居場所支援事業

信託財産の不動産(家屋・ビル)を拠点とした居場所の提供
地域コミュニティに密着した居場所の設営
地域との交流イベントにより文化的資本の提供を行い、
子どもたちの健全な育成を促進する。
加えて、地域の社会関係資本の形成・蓄積も行っていく。



※運営する施設イメージ



音楽会の開催イメージ



地域との交流(餅つき大会)イメージ



学習会イメージ

法人倉庫を活用したフードバンク事業

倉庫不動産を公益信託としてフードバンク団体が受託・運営するモデル

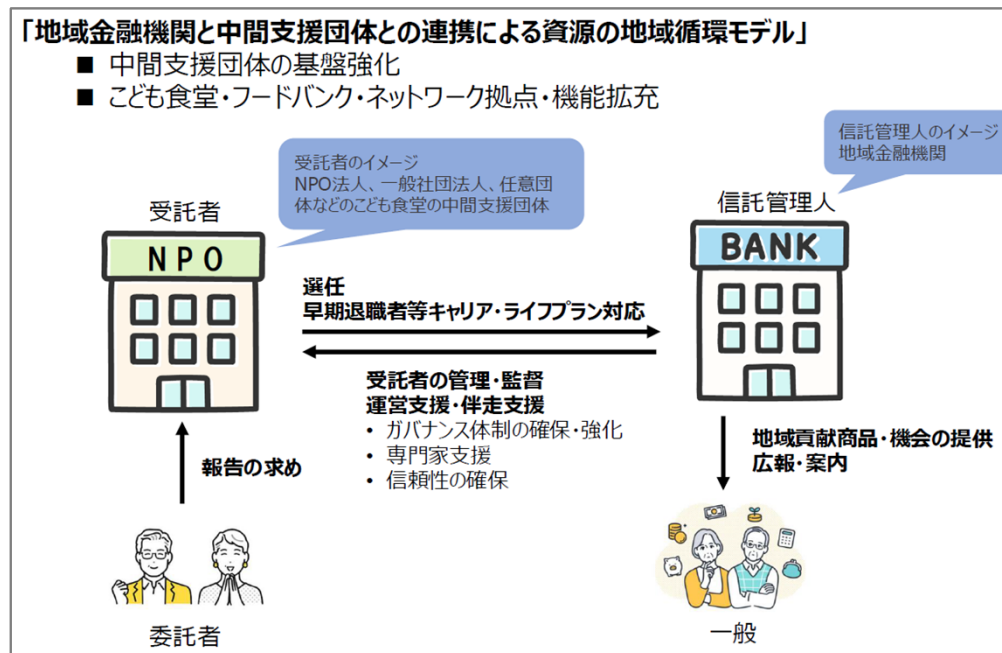
新しい公益信託によって不動産を社会資源化する仕組みとして、
平時には食品支援の拠点、災害時には防災備蓄として活用することで、
地域の社会インフラとしての可能性を検討しました。

<事業(案)概要>

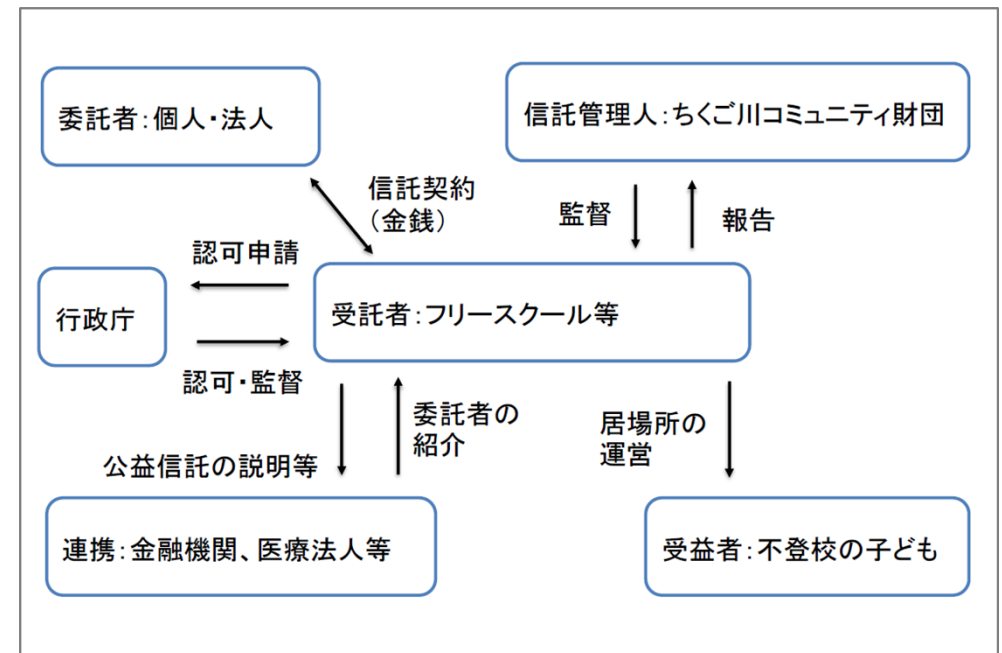
- 信託財産 : 土地・建物(倉庫)
- 受託者 : フードバンク団体
- 活用方法 : フードバンクの食品保管・配送の拠点、防災備蓄
- 特徴 : 不動産を社会資源化する新しい公益信託モデル

- 各公益信託における信託管理人として、土業のほかに地方金融機関や中間支援組織が担う案が提案された。

地域金融機関が委託者支援や信託管理人を担う



中間支援団体が信託管理人として受託者支援



・検討に当たっての不明点や懸念点として、以下のような意見が提起された。

- ① 信託管理人の選任プロセスや業務負担、適切な報酬の判断
- ② 任意団体の受託者としての適格性
- ③ NPO法で規定された報告書類の流用による提出書類の簡素化
- ④ 不動産のみ（現金を含まない）の信託における財務的な成立性
- ⑤ 委託者相談先の地方金融機関や士業の方に公益信託の周知が必要

ほか

10月の研究会において、第3回ワークショップを踏まえた
ワークショップ全体の実施報告をさせていただきます